

2004年 5月14日

各 位

大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号
和泉電気株式会社
(コード番号 6652)
問合せ先
責任者役職名 執行役員経営管理担当
氏 名 土谷 泰三
TEL (06)6398-2500

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、2004年5月14日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、2004年6月18日開催予定の当社第57期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社ならびに当社子会社の取締役、当社執行役員および従業員の意欲や士気を高め、当社グループの業績の向上や国際競争力の増大に資することを目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役、当社執行役員および従業員とする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式600,000株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

6,000個を上限とする。

(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、以下に定める1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、東京証券取引所における当社株式普通取引の新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における終値平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

2007年7月1日から2009年6月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、当社執行役員および従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。

その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

本件新株予約権は、新株予約権の割当を受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、または新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合は、当社はその新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注)上記の内容については、2004年6月18日開催予定の当社第57期定時株主総会において、「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。